

規制の事前評価書（要旨）

政策の名称	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案		
担当部局	農林水産省 食料産業局 新事業創出課 電話番号： 03-6738-6319		
評価実施時期	平成26年 4 月		
規制の目的、内容及び必要性等	登録された特定農林水産物等の基準に適合しない農林水産物等に地理的表示を付することを禁止し、その違反に対する罰則等の措置を設ける。一方、基準に適合する農林水産物等には地理的表示を付することができるとともに、当該農林水産物等又は包装等に登録標章（マーク）の貼付義務が課せられる。 地域には長年培われた特別の生産方法などにより、高い品質と評価を獲得するに至った地域特産品が多く存在するが、それを地域共有の知的財産として保護する制度が存在せず、フリーライダー等が発生し、地域特産品の価値の毀損がなされてきた。 本法は、そのような地域特産品について、その名称を「地理的表示」として登録し、公的に保護することで、ブランド価値を守り、本来、生産者が得るべき利益を確保するために必要となるものである。		
	法令の名称・関連条項とその内容	○ 上述のとおり。	
想定される代替案	【代替案１】 地理的表示制度について、特定農林水産物等のうち、生産業者等からの申請により登録するのではなく、農林水産大臣が職権により指定。 【代替案２】 登録された特定農林水産物等に適合しない農林水産物等（農林水産物の加工を含む。）について、法律で地理的表示（農林水産物等の名称）の使用を禁止するのではなく、農林水産大臣が農林水産物等の基準を関係者間で遵守し自主的な登録地理的表示の適正使用を促す。		
規制の費用	費用の要素		代替案の場合
	(遵守費用)	登録された農林水産物等に適合することの確認のために要する費用等	【代替案１】 ○ 指定された農林水産物等に適合することの確認のために要する費用 等 【代替案２】 ○ 関係者間での基準遵守のためのルール作り（ガイドライン等）等に要する費用 等
	(行政費用)	農林水産大臣が地理的表示の登録を行うに際し要する費用 地理的表示制度の周知に要する費用	【代替案１】 ○ 地理的表示の指定に要する費用（申請を審査するのではなく、農林水産大臣が自ら調査等を行う必要。） ○ 地理的表示制度の周知に要する費用 【代替案２】 ○ 農林水産大臣が地理的表示の登録を行うに際し要する費用 ○ 地理的表示制度の周知に要する費用（特に、地理的表示の適正使用を生産者等に周知する費用）

	(その他の社会的費用)	登録された特定農林水産物等の基準に適合しない農林水産物等に対する地理的表示の使用の禁止により当該農林水産物等の流通に影響が生ずるおそれ。	【代替案１】 ○ 左記と同様。 【代替案２】 ○ 社会的費用は発生しない。
規制の便益	便益の要素		代替案の場合
	ベースラインは、「特定農林水産物等について、地理的表示制度による保護を行わず、また、登録された特定農林水産物等に適合しない農林水産物等について地理的表示を禁止しないこと」。 今回の制度創設によって、基準を満たす農林水産物等のみが流通することでブランド価値が向上し、この効果が便益となる。 地理的表示を不正使用することを禁止するで、その生産業者等の利益の確保に資する。 登録商標（マーク）の貼付を義務付け、需要者が基準を満たした農林水産物等であることを確認できるようにし、需要者の当該農林水産物等に対する信頼の確保に資する。		【代替案１】 左記と同様に、生産者等の利益の確保し、消費者の当該農林水産物等に対する信頼の確保に資する。 【代替案２】 関係者間での自主的な登録地理的表示の適正使用を促すのみであり、実効性のある知的財産としての保護とならず、生産者の利益を確保し、消費者の信頼を確保することができない。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	○ 本案 生産者の申請費用等に比して、農林水産物等のブランド価値の向上と当該農林水産物等への信頼の向上という便益が上回る。 行政費用として、地理的表示の不正使用への対処が必要となるが、我が国全体の農林水産物・食品のブランド価値の向上という国益の拡大を図るものである。 ○ 代替案１ 行政費用について指定制度をとることで、当該農林水産物等が地理的表示として登録するに適切な農林水産物等であることを農林水産大臣自らが確認するため事前調査等の必要が生じ、本案に比べ増嵩する。 ○ 代替案２ あくまでも自主的な取組であり、地理的表示の知的財産として十分な保護が図られるものとならない。		
有識者の見解その他関連事項			
レビューを行う時期又は条件	法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。		
備考			